

寄付金募集要項

■ 寄付金の名称

新潟県立看護大学創立 20 周年記念募金

■ 募集目的

創立 20 周年に当たり、より高度で柔軟な教育活動を展開するために必要な経費の援助

■ 寄付金の使途

学生のための施設及び教育環境の整備等

■ 募集期間

令和 4 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

■ 募集対象

募集目的に賛同いただける個人ならびに法人の皆様

■ 募集金額

- 法人 寄付金：1 口 10,000 円（1 口以上から受け付けております。）
- 個人 寄付金：1 口 3,000 円（1 口以上から受け付けております。）

■ ご寄付の方法

郵便局の振替振込をご利用ください。

【口座記号番号】 00520-9-104265

【加入者名】 公立大学法人 新潟県立看護大学

※ 別途振込手数料が発生します。

5 万円未満（通帳・カード払い）の場合、窓口 203 円、ATM152 円となり、5 万円未満（現金払い）の場合、窓口 313 円、ATM262 円となります。

5 万円以上（通帳・カード払い）の場合、窓口 417 円、ATM366 円となり、5 万円以上（現金払い）の場合、窓口 527 円、ATM476 円となります。

■ 寄付金に対する優遇措置

ご寄付いただいた場合、税法上の優遇措置を受けることができます。

● 法人の場合

寄付金全額を損金算入することができます。(法人税法第 37 条第 3 項第 2 号)

【参考】文部科学省 web サイト【寄付金関係の税制について】

● 個人の場合

個人で 2,000 円以上の寄付をされた方は、本学の発行した領収書を添えて確定申告を行うことにより、「所得税」と一部地域の「住民税」の寄付金控除を受けることができます。

【所得税控除】

総所得金額等の 40%を限度とする寄付金額について、2,000 円を除いた額が所得額から控除されます。(所得税法第 78 条第 2 項第 2 号により「寄付金控除」の対象となります。)

【住民税】

お住まいの都道府県・市町村が、条例で本学を寄付金控除の対象としている場合、総所得金額の 30%を上限とする寄付金額について、以下のとおり翌年の個人住民税から控除されます。

- ・都道府県が指定した寄付金 (寄付金額-2,000 円) × 4%に相当する額
- ・市区町村が指定した寄付金 (寄付金額-2,000 円) × 6%に相当する額

※ 指定のない自治体もありますので、住所地の県・市区町村にお問い合わせください。

■ 寄付金の証明に関する書類について

ご寄付いただいた法人には、後日、寄付金受領証明書を送付いたします。確定申告等の際、証明書としてご活用ください。

個人で 10,000 円を超えるご寄付をいただいた方には、後日、寄付金受領証明書を送付いたします。その他の方で確定申告に必要な場合は、本学までお問い合わせください。

※ ご寄付いただいた方の氏名・住所等の個人情報、厳重に管理いたします。

※ ご寄付いただきました皆様(希望されない方を除く)の法人名・個人名を本学の広報物ならびにホームページへ掲載させていただく場合があります。(掲載の可否は、寄付金振込用紙の「払込取扱票」でお知らせください。)